

■ 令和7年度 岩手県認知症介護実践者等養成研修に関するQ&A

R7.4

Q&A 一覧

Q1	研修案内が届きません。	1
Q2	受講料について、支払時期を教えてください。また、中止の場合、受講料は返金となりますか？	1
Q3	研修の受講が義務付けられているとは、どういうことですか？	1
Q4	介護実務経験について。①看護業務は含まれますか？ ②ケアマネ業務は含まれますか？ ③今の事業所の分だけですか？	1
Q5	介護実務経験（実践者：2年、管理者：3年、リーダー：5年）が足りません、研修日には年数をクリアしますが、受講できますか？	1
Q6	リーダー研修の従事日数とは何ですか？	1
Q7	県外事業所勤務ですが、岩手県で受講できますか？	1
Q8	複数の研修の申込書を、1つの封筒に入れても良いですか？	1
Q9	同一研修に、事業所から複数人申し込んでも良いですか？	2
Q10	新規事業所であるため、事業所番号がありません。空欄でも良いですか？	2
Q11	実践者研修の申込書について、認知症介護実務経験の記入欄がありますが、何か特別な施設での勤務経験を指しているのでしょうか？	2
Q12	痴呆性老人処遇技術研修修了は、実践者研修修了とみなされますか？	2
Q13	新規事業所を開設したいのですが、どの研修を受講すればよいですか？	2
Q14	開設者研修を受講する代表者は、理事長でなければいけないのでしょうか？	2
Q15	管理者及び計画作成担当者研修の受講対象者の、旧基礎課程とはどの研修のことですか？	2
Q16	同年度に実践者研修と管理者研修あるいは計画作成担当者研修を受講することは可能ですか？	3
Q17	計画作成担当者研修は、介護支援専門員でなければ受講できませんか？	3
Q18	認知症加算のため、研修を受講したいのですが、病院勤務の場合は受講できないのですか？	3
Q19	認知症チームケア推進加算算定要件の「認知症チームケア推進研修」を受講したいです。	3

Q1 研修案内が届きません。

A 現在、当財団から各事業所への案内は行っていませんので、HPでご確認ください。

Q2 受講料について、支払時期を教えてください。また、中止の場合、受講料は返金となりますか？

A 受講決定通知の際に振込先などをお知らせします。ネットによる振り込みも可能ですが、その場合は Google フォーム<<https://forms.gle/ursRxCmc586GdVcV6>>から入金報告のご連絡をお願いいたします。

やむを得ず研修が中止となった場合は受講料を返金しますが、受講者都合による辞退の場合は返金しませんのでご了承ください。

Q3 研修の受講が義務付けられているとは、どういうことですか？

A 地域密着型サービスにおいて指定基準を満たすために、これらの研修の受講が義務付けられている場合があります。詳しくは、市町村担当課にお問合せください。

Q4 介護実務経験について。①看護業務は含まれますか？ ②ケアマネ業務は含まれますか？
③今の事業所の分だけですか？

A ①介護と一体的に行われる看護業務の場合は含まれます。

②身体介護の実務経験期間であるため、ケアマネ業務は含まれないと判断しています。

③これまでの分を全て合わせた年数をご記入ください。

Q5 介護実務経験（実践者：2年、管理者：3年、リーダー：5年）が足りません、受講できますか？

A 受講できません。

ただし、指定基準に関して受講が義務付けられており、市町村の推薦を受ける場合は、ご相談ください。

Q6 リーダー研修の従事日数とは何ですか？

A 介護実務経験期間のうち、休日や産休・育休、病休などを除いた実際に介護業務に従事した日数を指しています。

Q7 県外事業所勤務ですが、岩手県の研修を受講できますか？

A 岩手県の受講対象者は県内事業所に勤務する方です。事業所のある自治体にご相談ください。

Q8 複数の研修の申込書を、1つの封筒に入れても良いですか？

A 提出先が同じであればまとめて良いです。

Q9 同一研修に、事業所から複数人申し込んでも良いですか？

A 可能です。

しかし、定員を上回った場合、要領の選考基準に則って各事業所**1名**に調整しますので、ご了承ください。

Q10 新規事業所であるため、事業所番号がありません。空欄でも良いですか？

A 空欄で構いません。余白に「○年度開設予定」などの旨ご記入いただけますと幸いです。

Q11 実践者研修の申込書について、認知症介護実務経験の記入欄がありますが、何か特別な施設での勤務経験を指しているのでしょうか？

A 通常の業務の中で、認知症の利用者と接しているのであればカウントして問題ありません。通算年数と同じ年数でも問題ありません。

Q12 痴呆性老人処遇技術研修修了は、実践者研修修了とみなされますか？

A 現行の実施要綱に記載がないため、岩手県では痴呆性老人処遇技術研修修了者は認知症介護実践者研修修了者として認めていません。認知症に関する情報は、日々新しくなっています。要件等で必要な場合は、実践者研修を再度ご受講ください。

Q13 新規事業所を開設したいですが、どの研修を受講すればよいですか？

A 各研修の受講対象者については、要領参照。

なお、地域密着型サービスの指定権者は市町村であり、受講申込にあたって推薦書が必要となりますので、お申込み前に一度市町村の地域密着型サービス担当課にご相談ください。

Q14 開設者研修を受講する代表者は、理事長でなければいけないのでしょうか？

A 「代表者」とは、基本的には運営法人の代表者を指しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人のサービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを「代表者」として、差し支えありません。

なお、「代表者」は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の職員又は訪問介護員等として、認知症の人の介護に従事した経験を有する者、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要です。

※開設者研修・管理者研修とも、看護小規模多機能居宅介護事業所の代表者が保健師もしくは看護師の場合は、受講の必要はありません。

Q15 管理者及び計画作成担当者研修の受講対象者の、旧基礎課程とはどの研修のことですか？

A H12.10.25 通知に規定する「痴呆（認知症）介護実務者研修基礎課程」のことです。（H12～17年度実施）

Q16 同年度に実践者研修と管理者研修あるいは計画作成担当者研修を受講することは可能ですか？

A 可能です。実践者研修を確実に修了できるように、第1期で受講決定いたします。都合が悪い場合はその旨ご記入ください。

Q17 計画作成担当者研修は、介護支援専門員でなければ受講できませんか？

A 介護支援専門員でなくとも受講はできます。

本体事業所の計画作成は、当研修を修了した介護支援専門員でなければできません。

サテライト型事業所の場合は、当研修修了者であれば、介護支援専門員でなくとも計画作成を行うことができます。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の場合は、計画作成担当者のうち1名以上が介護支援専門員でなければなりません。グループホームの計画作成担当者は、**当研修を受講する必要はなく、実践者研修の修了が必要です。**

また、併設する**小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所との連携**ができる場合は、**介護支援専門員の配置は不要**です。

Q18 認知症加算のため、研修を受講したいのですが、病院勤務の場合は受講できないのですか？

A 本研修は、介護保険に係る事業所職員を対象とした研修であるため、基本的には受講できません。

ただし、介護保険に係る事業所として指定を受けている場合(介護医療院、通所リハなど)は、受講できます。

Q19 認知症チームケア推進加算算定要件の「認知症チームケア推進研修」を受講したいです。

A 当財団では認知症チームケア推進研修は実施していません。